

令和6年(健)第1211号

令和7年10月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、健康保険法(以下「健保法」という。)による家族出産育児一時金(以下「出産育児一時金」という。)の支給を求めることである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、令和○年○月○日(受付)、○○健康保険組合(以下「保険者組合」という。)に対し、健保法に基づく請求人の被扶養者であるAの分娩(第5子、第6子)について、出産育児一時金の支給を請求(以下「本件請求」という。)した。
- 2 保険者組合は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、本件請求について、不支給理由を「健康保険法(家族出産育児一時金)第百十四条により被保険者の被扶養者が出産した時は、被保険者へ家族出産育児一時金が支給されますが、昭和3年3月16日保険発第11号で「健康保険での出産とは、妊娠84日(12週)を超過したもの、すなわち85日以上(13週)の妊娠期間に分娩したものである」と通知されています。今回、出産育児一時金請求書の医師の証明欄に記載した医師に照会したところ、妊娠は10週と11週相当であることが確認されたため、不支給と決定いたします。」として、出産育児一時金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記

の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 健保法第114条において、「被保険者の被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、第百一条の政令で定める金額を支給する。」旨定めている。
- 2 双児等の分娩については、胎盤数にかかわらず、1産児排出を1分娩と認め、胎児数に応じて支給する(「双児等分娩ノ場合ニ於ケル分娩費ノ支給ニ関スル件」保険院社会保険局長通知(昭和16年7月23日社発第991号))とされており、健保法における分娩に関する給付については、妊娠4か月を超える分娩に限るとされ、妊娠4か月を超える分娩とは、妊娠1か月を28日間とし、妊娠85日(13週)以上の分娩をいうとされている(「妊娠四カ月ヲ超ユル分娩ノ意義ニ関スル件」内務省社会局保険部長通知(昭和3年3月16日保発第11号))。また、妊娠4か月以上(85日以後)の分娩については、生産、死産、流産(人工流産を含む)又は早産を問わず、給付の対象になるとされている(「人工流産に伴う分娩費並びに出産手当金支給に関する件」厚生省保険局健康保険課長回答(昭和27年6月16日保文発第2427号))。
- 3 前記2の通知により、健保法における分娩に関する給付については、妊娠4か月を超える(妊娠85日(13週)以上の)分娩に限るとされているところ、本件請求については、保険者組合が、その要件を満たしておらず、出産育児一時金を支給しない旨の原処分をしたことに対し、請求人は、これを不服としているのであるから、本件の問題点は、原処分が上記の関係法令等に照らして妥当なものと認められるかどうかということである。

第2 事実認定及び判断

1 (略)

2 (略)

3 以下、本件の問題点について検討し、判断する。

本件請求書によれば、請求人は、分娩年月日を令和〇年〇月〇日、生産・死産の別を死産(14週)、新生児の数を多胎(2児)と記載して出産育児一時金の支給を請求しており、また、母子手帳によれば、本件請求に係る第5子及び第6子いずれも妊娠期間は妊娠14週2日、娩出日時は令和〇年〇月〇日午後〇時〇分と記載されていることが認められる。

他方で、保険局保険課長の回答書によれば、流産の場合に「妊娠四箇月ヲ超ユル分娩」との要件を満たすか否かについては、医師法に基づく死産届と同様の考え方に倣い、娩出日ではなく死亡推定日を基に判断を行うものとされており、診療報酬明細書によれば、傷病名は稽留流産、診療関連情報欄において手術・処置等は、K9091イ、流産手術(妊娠11週まで)(手動真空吸引法)、令和〇年〇月〇日と記載されており、C医師の回答書によれば、C医師の判断として、診療報酬明細書における流産手術「週数11週未満」(K9091イ：K909は流産手術、1は妊娠11週までの場合、イは手動真空吸引法によるもの、4000点)の算定は正しいこと、本件は医師法21条において死産届を提出する事例ではないこと、胎児の異常を確認したのは、まず、同年〇月〇日(妊娠12週4日になる日)であり、同日において、本件請求に係るA児については「CR+：34mm、BPD：14mm、いずれも10w4d(注：10週4日と認める。相当で心拍認めず」、B児については「CRL：39mm、11w0d(注：11週0日と認める。相当、心拍認めず、体幹浮腫あり」、「両児に若干の体幹浮腫を認めた事から死亡してしばらくしてからの変化であると推察。胎児の大きさも加味すると1週間程度前に胎内死亡していたと考える事が妥当と考えられた・・・」と記載され、

同月〇日(13週4日に当たる日)に実施した再検査において「両児CRL4cmに満たず浮腫が進行。前回の診断が間違っていない事、今後心拍が再開することがないことを告げて・・・」と記載されていることが認められる。

そして、健保法における分娩に関する給付については、妊娠4か月を超える(妊娠85日(13週)以上)の分娩に限るとされ、その要件を満たすか否かは、流産の場合、医師法に基づく死産届と同様の考え方に倣い、娩出日ではなく死亡推定日を基に判断を行うものとされていることについては既述のとおりであるところ、本件において、娩出日(手術日)は妊娠14週2日であるが、C医師は、両児に若干の体幹浮腫が認められたことや胎児の大きさも加味して2児の死亡推定日を妊娠10週4日及び11週0日相当であると判断され、妊娠11週までに実施する術式で流産手術が行われたことは本件資料より明らかであるから、このような分娩は、妊娠4か月を超える分娩とは認められず、出産育児一時金の給付の対象にはならない。

なお、請求人は、再審査請求時に、〇〇新聞の記事を提出し、同様のケースで支給されていると主張しているが、本件請求に関するものではなく、上記の判断を左右するものとはいえない。

4 したがって、原処分は妥当であり、これを取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。